

合同会議報告書「バーゼル法見直しの方向性」への対応

	合同会議報告書「バーゼル法見直しの方向性」の記載	対応の概要
輸出に係る見直しの方向性		
① 使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保		
1	○ OECD 加盟国向け輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査 EU では、EU 域外の全ての国・地域を仕向地とする有害廃棄物等の輸出について環境上適正な管理を求めていることや、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえると、我が国からの特定有害廃棄物等の輸出について、輸出先国が OECD 加盟国である場合にも、OECD 加盟国と非加盟国との違いを考慮に入れつつ、<u>輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境上適正な管理が確保されているかどうかを審査することができるよう</u>にすべきである。また、<u>既に輸出承認がなされた案件において環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合についても、バーゼル条約上の権限のある当局が必要な情報収集を行うことで迅速に対応することができるよう</u>な措置を講ずるべきである。 特に、使用済鉛蓄電池に関しては、バーゼル条約においてその取扱いに関する技術ガイドラインが単独で定められており、平成 28 年 5 月にナイロビで開催された国連環境総会（UNEA）の決議においても世界的な取組の強化がうたわれているなか、OECD 加盟国において実際に不適正処理事案が発覚したことを踏まえると、使用済鉛蓄電池のリサイクルを行う施設における環境上適正な処理の確保を審査することは早急な課題であることから、<u>少なくとも使用済鉛蓄電池については、OECD 加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実に実施するための具体的な措置を他の見直しに先駆けて講ずるべき</u>である。	使用済鉛蓄電池に関する先行的な対応として、本年 1 月にバーゼル法の告示と外為法の通達を改正して、既に輸出承認がなされた案件で不適正処理が疑われる場合には、バーゼル条約における権限のある当局である環境省が輸出先国から情報収集を行うことを明確化するとともに、経済産業大臣が輸出者に対して必要な指示を行えるようにしました。 さらに、本年 4 月にバーゼル法の省令及び告示並びに外為法の通達を改正して、使用済鉛蓄電池の輸出について、韓国等の OECD 加盟国向けであっても環境大臣が環境汚染防止措置の確認を行うこととしました（6 月 1 日施行）。 今後、輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを環境大臣が確認することができるような方策を検討してまいります。

2	○ 輸出に関する環境上適正な管理の審査基準の整備等 現在、環境大臣の輸出先の環境汚染防止措置の審査基準が明確化されていないことに加え、今般の韓国における不適正処理事案など輸出先における環境上適正な管理の確保についてよりの確な審査を行うことが必要となっていることも踏まえ、<u>輸出先での環境上適正な管理方法などに関する環境大臣の審査基準を明確化すべき</u>である。 また、輸出承認の審査に当たって、輸出者が特定有害廃棄物等の輸出に関して確実に環境上適正な管理（シップバックの対応を含む。）を行うことができる者であるかどうかを評価するため、EU 等の例も参考に、<u>輸出者に対して当該輸出に係る資力の保証に関する書類の提出を求めるべき</u>である。	バーゼル法改正により、輸出先での環境汚染防止措置に関する環境大臣の確認基準を環境省令で明確化することとしました。（法改正事項） 具体的な環境省令の内容については、今後検討してまいります。 輸出に係る資力の保証に関する書類については、EU 等の事例を参考に、外為法の通達等を改正して輸出者による提出が必要な書類を規定することを検討してまいります。
② 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応		
3	○ 取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現 不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物（例：廃電子基板、廃電池等）と規制対象外の物（例：鉄スクラップ、プラスチック片）との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、<u>現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべき</u>である。	バーゼル法改正により、法の規制対象物を省令に規定して法的に明確化することとしました。（法改正事項） 今後、現場において客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、混合物を含めた判断基準を省令等に規定することにより対応することを予定しております。
4	○ 規制対象物についての法的根拠の明確化 現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、<u>混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべき</u>である。	バーゼル法改正により、省令に規定して法的に明確化することとしました。（法改正事項） 今後、既存のサービス告示を踏まえ、法の規制対象物を同省令で明確化することで対応することを予定しております。

5	○ 廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応 中央環境審議会において廃棄物処理法の見直しが進められており、その中で、国内において雑品スクラップがぞんざいに取り扱われることにより、有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるとして対応が検討されている。雑品スクラップの不適正輸出を防止するためには、上述の「取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現」及び「規制対象物についての法的根拠の明確化」といった対応に加えて、国内における雑品スクラップの不適正な保管等への対応も非常に重要であることから、<u>廃棄物処理法等の他法令と連携した総合的な対策を進めるべきである。</u>	雑品スクラップ問題への対応については、バーゼル法及び廃棄物処理法を一体的に措置することにより、総合的に対策を行うこととしています。 廃棄物処理法の改正においては、廃棄物とは別の「有害使用済機器」という新たな分類を設け、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に都道府県への届出を義務付け、その保管・処分に関する基準の遵守を義務付けるとともに、都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加し、違反があったときは罰則の対象とすることとしました。 今後の政省令の検討においては、バーゼル法と廃棄物処理法の整合性も考慮しつつ規制対象物を明確化し、雑品スクラップの国内における環境上不適正な保管や不適正な輸出の防止を図ってまいります。
③ 我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化		
6	○ 輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理 我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物等と解釈される場合があることから、こうした物がシップバック通報された場合には、相手国の判断根拠も確認した上で、<u>輸出された貨物が現地にある状態のままにおいて、迅速に措置命令等の対応を行えるよう、日本のバーゼル法の規制対象かどうかを迅速に判断できる基準を策定するとともに、諸外国との政府間ネットワークの強化等を行うべきである。</u>また、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐため、<u>輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されていることが明確になっている場合は、当該輸出先国向けのものについてはバーゼル法の規制対象物とする方策についても検討すべきである。</u>	バーゼル法改正により、法の規制対象物を省令に規定して法的に明確化することとしました。(法改正事項)これにより、シップバック通報された場合に我が国バーゼル法の規制対象かどうかを迅速に判断できるようにすることを予定しております。 諸外国との政府間ネットワークとの強化については、アジアネットワークワークショップ等の各国バーゼル条約担当者との会議を活用するなど、様々な機会を通じて連携を強化してまいります。 バーゼル条約に基づく各国の裁量の範囲内において輸出先国で条約の対象として明確になっている有害廃棄物については、バーゼル法改正により我が国バーゼル法の規制対象として省令で規定できるようにしました。(法改正事項) 具体的な輸出先と規制対象物は今後検討してまいります。

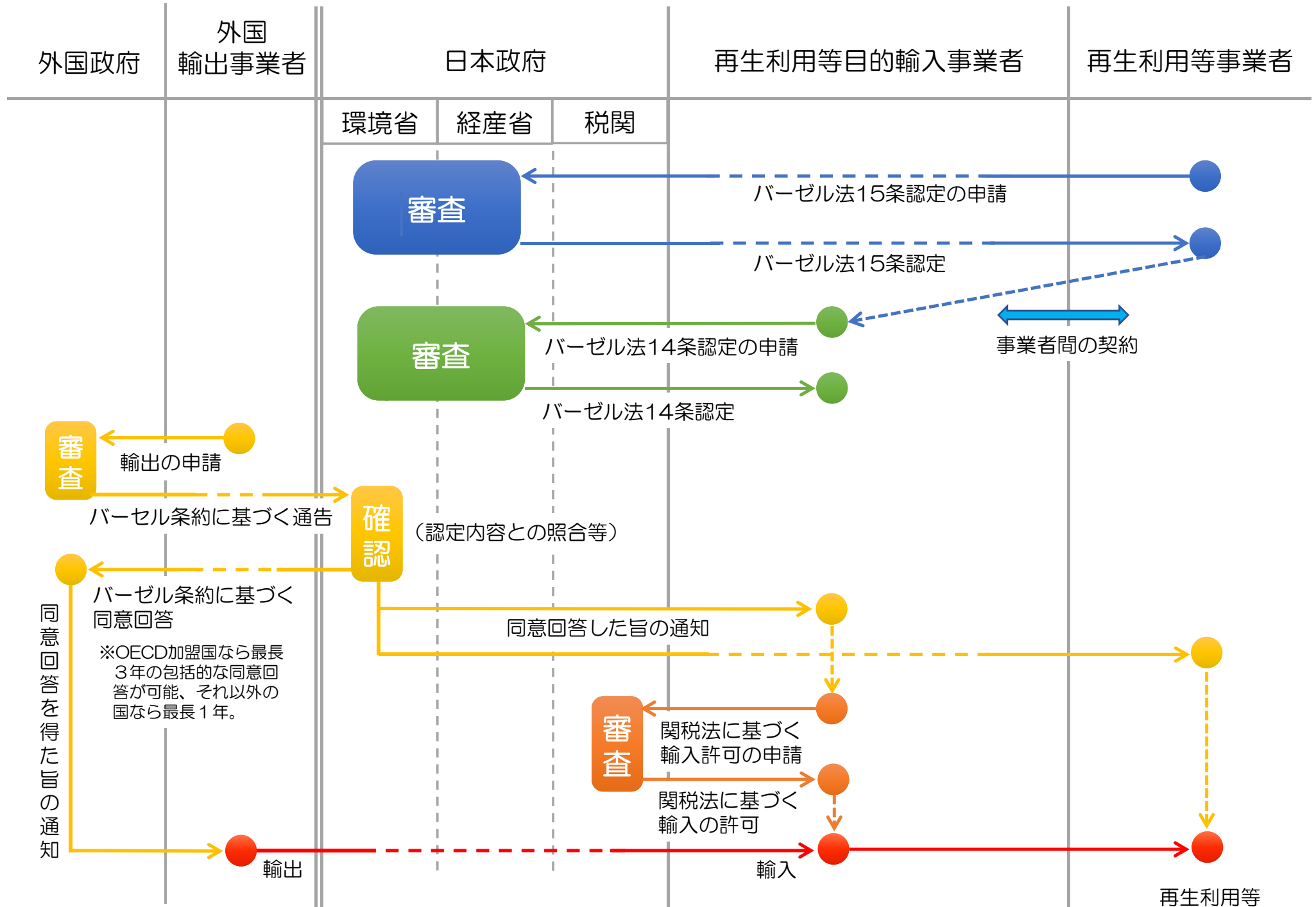
④ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化		
7	○ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化 OECD 加盟国を仕向地とするアンバーリスト対象物の輸出であって、それが事前同意施設での処理を目的とする場合には、環境上適正な処理が行われる限り輸出手続を簡素化（3年間の包括同意等）すべきである。	バーゼル法の告示等を改正することにより対応することを検討してまいります。
⑤ 廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善		
8	○ 廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続の改善 廃棄物処理法に基づく輸出確認の審査基準とバーゼル法に基づく輸出確認の要件について、例えば輸出先での環境汚染防止措置等の重複が生じていることを踏まえ、<u>両法に基づく審査内容を点検し、その統一化を図ることにより手続の重複を排除し、輸出手続の迅速化を図るべきである。</u>	バーゼル法及び廃棄物処理法の改正に合わせて両法の省令等を見直し、できる限り審査内容を統一化することで手続の迅速化を図ることを検討してまいります。
輸入に係る見直しの方向性		
① 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化		
9	○ 環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入承認手続の簡素化 <u>グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入については、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、我が国施設の競争環境上の不利を解消し、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ円滑な資源循環を促進するため、また、開発途上国において適正処理が困難な有害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することで世界全体の環境負荷低減につなげるため、EU の制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきである。</u> <u>またアンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EU の制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。</u>	OECD 理事会決定に基づくグリーンリスト対象物について、バーゼル法改正により OECD 非加盟国からの再生利用等目的の輸入についても規制対象から除き、通告・同意や輸入承認等を不要とすることとしました。（法改正事項） また、バーゼル法改正により、輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設し、アンバーリスト対象物の輸入について、認定再生利用等事業者で処理を行うために認定輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要とすることとしました。（法改正事項）輸入事業者及び再生利用等事業者の具体的な認定基準については、今後検討してまいります。さらに、法改正にあわせてバーゼル法の告示等を改正し、認定に係る OECD 加盟国からの輸入については最大3年間の包括的な同意を与えることができるようにすることを検討してまいります。

	ただし、これらの輸入手続を緩和する際には、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検討を行うべきである。	※認定制度の概要については別紙参照
② 我が国への輸入に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化		
10	○ <u>我が国に不法輸入された特定有害廃棄物等のシップバック手続の整備</u> 我が国に特定有害廃棄物等が輸入された場合であって、その輸入が輸出者の行為の結果としてバーゼル条約上の不法取引に該当するとして、<u>バーゼル条約の規定に基づいて、当該特定有害廃棄物等を我が国からシップバック（再輸出）しようとするときは、当該不法取引が不法となったことに対する責を負わない我が国の輸入者が不当な不利益を被ることがないようにすべきであり、再輸出する際のバーゼル法に基づく外為法の輸出承認を不要とするべきである。</u>ただし、実際のシップバックの実施に当たっては、輸出国における処理能力の実情を考慮するなど、輸出国政府との間で十分な調整を行った上で実施することが重要である。	外為法政令の改正により、バーゼル条約に基づく不法取引により我が国に輸入されようとした特定有害廃棄物等について、港における仮陸揚げの状態から輸出元国へシップバックしようとするときは外為法に基づく輸出承認を不要とするよう対応することを検討しております。
その他の見直しの方向性		
① 処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化		
11	○ <u>試験分析目的の輸出入に係る手続の簡素化</u> <u>試験分析を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸入を行う場合については、試験分析を行うことで処理における技術的留意点や経済性等を事前に確認できること、試験分析を通じた廃棄物処理及びリサイクルの技術の進展が期待されることから、OECD 決定及び EU の制度を踏まえ、我が国においても、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認手続を簡素化すべきである。</u> また、同様の理由から、<u>試験分析を目的として輸出を行う場合についても、原則的には通常の手続よりも簡易に輸出を行うことができるようにすべきであるが、輸出先国によって制度が異なること、適切な環境管理がなされることが確実とはいえない場合も考えられることを踏まえ、当該制度が抜け穴にならないよう留意すべきである。</u>	バーゼル法の告示等を改正し、試験分析目的で輸出入を行う場合の輸出入承認基準を新設することにより輸出入承認手続を簡素化することを検討してまいります。当該承認基準を新設するに当たっては、これが抜け穴にならないよう留意いたします。

廃棄物処理法との一体的な措置	
1 2	今回の制度見直しにおいては「廃棄物処理法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応」で述べたような他法令と連携した取組を進めるべきであるが、それ以外の事項についても、特定有害廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物にも該当する場合もあり得ることから、バーゼル法の見直しに併せて、以下の事項について、必要に応じて廃棄物処理法についても見直されるべきである。 ・ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化 ・ 廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続きの改善 ・ 環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入手続の簡素化 ・ 我が国に不法輸入された特定有害廃棄物等のシップバック手続の整備 ・ 試験分析目的の輸出入に係る手続の簡素化

- ・ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化について
OECD 理事会決定に基づく事前同意施設での再生利用等の目的で輸出する場合には、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸出確認についても、バーゼル法の告示等を見直しに合わせて、最大3年間の包括的な確認とすることを、検討しております。
- ・ 廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続きの改善について
提出書類及び審査事項の統一を図ることなどを検討しております。
- ・ 環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入手続の簡素化について
廃棄物処理法の廃棄物をバーゼル法の認定制度に基づいて輸入する場合には、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸入許可についても、最大3年間の包括的な許可とすることを検討しております。なお、OECD 理事会決定に基づきグリーンリスト対象物のうち廃棄物処理法の廃棄物を輸入する場合については、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸入許可制度がバーゼル法とは別の目的から設けられている趣旨に鑑み、引き続き、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸入許可の対象となります。
- ・ 我が国への不法輸入された場合のシップバック手続について
廃棄物処理法に基づく輸入許可を受けずに我が国に輸入しようとされていた廃棄物を仮陸揚げの状態から本来の輸出元国に向けてシップバックしようとする場合には、廃棄物処理法に基づく輸出確認を不要とするよう対応することを検討しております。
- ・ 試験分析目的の輸出入に係る手続の簡素化について
廃棄物処理法の省令等を改正し、輸出入に係る手続を簡素化することを検討しております。

①認定に係る手続の流れ



②認定に係る手続スケジュールの一例

